

# 令和6年度 和歌山市ブロック塀等耐震対策事業補助金 補助申請のご案内

1. 受付期間 **令和6年4月26日(金)～12月13日(金)** (土日祝は除く)

※補助申請の2週間前までに事前相談書の提出が必要です。

2. 予定件数 **90件程度 (先着順。予算の状況により増減する場合があります。)**

3. 対象となる塀 次のすべてを満たす必要があります。

- ① 「建築基準法上の道路」または「通学路」に面している。(注1：裏面)
- ② コンクリートブロック造、石造、れんが造その他これらに類する造りの塀である。
- ③ ブロック等の丈が60cm(3段積)以上で道路面からの高さが60cm以上である。
- ④ 塀の点検表で安全対策が必要であるとの評価である。

4. 申請・補助の条件 次のすべてを満たす場合、補助申請していただけます。

- ① 申請者が対象となる塀を所有している。
- ② 申請者が市税(固定資産税、市民税等)を完納している。
- ③ 過去に申請の対象地において同事業補助金の交付を受けていない。

5. 耐震対策について 次のいずれかの耐震対策が補助の対象です。

- ① 対象となる塀の撤去のみ行う場合(コンクリート基礎を除いてブロック部分はすべて撤去する必要あり)
- ② 対象となる塀を撤去した後に、軽量のフェンス等を新設する場合(足元にブロックを積む場合は2段まで)  
注) 建築基準法第42条第2項に規定する道路(2項道路、みなし道路)に面しており、②の新設フェンスを設置する場合は、建築指導課において「和歌山市狭あい道路の拡幅整備に係る協議に関する要綱第3条第3項の規定による事前協議」が必要です。

6. 補助金の額 次のいずれかの算定によります。(「撤去のみ」でも「撤去+新設」でも上限40万円)

- ① 対象となる塀の撤去のみ行う場合  
下記の(ア)に相当する金額(千円未満切捨て)
- ② 対象となる塀を撤去した後に、軽量のフェンス等を新設する場合  
下記の(ア) + (イ)に相当する金額(千円未満切捨て)

(ア) 「対象の塀の撤去見積り費用」と「対象の塀の撤去長さ(m) × 基準額1万5千円」のうち、どちらか少ないほうの額 × 「7/10」

(イ) 「軽量フェンス等の新設見積り費用」と「軽量フェンス等の新設長さ(m) × 基準額1万5千円」のうち、どちらか少ないほうの額 × 「7/10」

(例) 撤去10mの場合、最大で補助額10万5千円になります。(見積り費用の7/10と比較)

7. 補助の条件 次のすべてを満たす場合によります。

- ① 市の交付決定通知後に耐震対策に係る契約、工事着手すること。
- ② 事業完了後30日以内かつ令和7年2月14日までに耐震対策完了の報告をすること。

8. 事前相談 **補助申請の2週間前まで**に次の書類を住宅政策課窓口まで提出（持参）をして下さい。

- ① 事前相談書（様式は住宅政策課にあります。）
  - ② 付近見取図
  - ③ 道路に面しているブロック塀等の現況写真、構造、寸法等が分かる資料
  - ④ 塀の点検表（様式は住宅政策課にあります。）
- 【通学路に面している塀の場合】
- ⑤ 通学路である旨の証明書一式（建築基準法上の道路である場合は不要）

9. 補助申請

事前相談後の現場確認等の結果、補助対象であると認められた場合で、補助申請を行う場合は、工事着手前に、次の書類を住宅政策課窓口まで提出（持参）して下さい。

※補助申請後に交付決定通知書がでてからの工事着手となります。申請前にすでに工事に着手している場合は、補助対象にはなりません。

- ① 補助金等交付申請書（ブロック塀等耐震対策）（別記様式第1号）
- ② 耐震対策事業計画書及び収支予算書（ブロック塀等耐震対策）（別記様式第3号）
- ③ 市税の完納証明書（市役所2階 税証明交付窓口、サービスセンターで発行。）  
※納付を確認できる書類が必要な場合があります。
- ④ 耐震対策費の見積書（撤去・新設の長さを記載し、各内訳がわかるもの）
- ⑤ 口座振替申出書及び振込先口座の確認ができるもの（預金通帳のコピー等）

【軽量のフェンス等を新設する場合】

- ⑥ 新設する軽量のフェンスの図面（①配置図 ②立面図 ③断面図 ④フェンスのカタログ）
- ⑦ 狭あい道路拡幅整備協議結果通知書の写し、協議結果の図面  
（※2項道路に面したブロック塀等を撤去した後に、軽量のフェンス等を新設する場合で道路後退が必要な場合。）

補助制度・申請についてのお問合せ先

- ・補助申請全般、事前相談等 : 住宅政策課（本庁8階 TEL 073-435-1099）

各種のお問合せ先

- ・「通学路」の確認、証明等 : 保健給食管理課（本庁11階 TEL 073-435-1137）
- ・「建築基準法上の道路」の確認等 : 建築指導課（本庁9階 TEL 073-435-1100）  
住宅政策課（本庁8階 TEL 073-435-1099）
- ・狭あい道路（2項道路）について : 建築指導課（本庁9階 TEL 073-435-1100）
- ・塀の法律上の安全基準等 : 建築指導課（本庁9階 TEL 073-435-1100）



連絡先 〒640-8511 和歌山市七番丁23番地  
和歌山市 住宅政策課 住宅耐震班（本庁舎8階）  
TEL 073-435-1099 FAX 073-435-1277